

日本共産党の日立・東芝争議への不当な介入について

1. はじめに

「人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会」【以下「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)】が2008年4月24日解決しました。これより先に2007年2月14日、東芝争議団の7名とこれを支援した職場の労働者が差別を是正させ解決しました。

日立神奈川争議団は2002年7月29日、争議を解決しましたが、争議を闘っている最中、2000年頃より日本共産党、全労連・神奈川労連から不当な介入・分裂攻撃がありました。

東芝争議に対しても日立神奈川の争議同様、日本共産党の介入・分裂攻撃が行われました。東芝争議の経過については、2007年2月14日に解決した東芝争議団及び東芝争議を支援する会が発行した争議総括集「凛と立つ」の主として124頁からの資料に掲載されています。

また、東芝争議から分裂し日本共産党の介入に呼応した「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)の「勝利解決報告集」のP8で

「神奈川争議団共闘会議の役員経験者の一部・・・の人たちのねらいは、神奈川県内の大企業の差別争議の解決金をもとにして労働組合運動における自分たちの足場を築くこと、特定の争議運動の経験を絶対化して争議運動の指導権を確保することにあつたのです。」

となんの根拠もなく「神奈川争議団共闘会議の役員経験者の一部」の人たちを攻撃しています。

一方、日立神奈川争議、中村由紀子が日立争議団佐藤明氏を相手に起こした「解決金不当請求裁判」での中村側大川隆司弁護士(当時自由法曹団神奈川支部支部長)らの訴状によれば、解決金の配分を裁判で要求したのは、

「争議団の名称を残して今後の活動を推進することにより、被告の背後にあつて、県内の労働運動に対する独自の支配権を確立することに固執する神奈川争議団を支持する結果となること、原告としては不本意だったからである」と主張しています。

このように「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)の主張と日立神奈川解決金不当請求裁判の中村側大川隆司弁護士らの主張は、神奈川争議団共闘会議や、その役員経験者が、労働(争議)運動の支配権(指導権)を確立(獲得)すること」という全く同じ趣旨の主張をしています。

日本共産党神奈川県委員会が2000年11月8日開催した県委員会総会で、「争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について」と題するレジメが配布され、そこで神奈川争議団や日立、東芝争議についての基本的対応方針が決定されましたが、東芝争議分裂組の総括集や日立神奈川解決金不当請求裁判での中村側の主張は、その決定に基づくものなのです。

「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)の解決にあたって日本共産党や神奈川労連などのとった態度が極めて欺瞞に満ちたものであり、不当な介入を歴史的に明らかにするた

めにも、その無責任さ、歴史のねつ造を指摘しておく必要があり、以下の見解をまとめました。

2. 日本共産党・神奈川労連などの介入による分裂とその経過を隠ぺい

東芝争議団・東芝争議を支援する会発行の争議解決総括集「凜と立つ」には多くの神奈川労連や弁護団などの理不尽な行為の事実が記載されています。

東芝賃金差別提訴団への質問について（回答）の文書（2003年2月5日 発行：東芝賃金資格差別提訴団）（「凜と立つ」P144）には、

『2002年6月28日の相談会で神奈川労連から出された「支援共闘会議結成への対応について」では、「支援共闘の中心は神奈川労連が担う」など8項目が文書で示され、また、「議長および事務局長は労働組合から出す」、「東芝争議を支援する会の事務局長が支援共闘会議の事務局長になることは認められない」と説明されました』

と書かれています。神奈川労連は争議の当事者の意向を無視して、このような乱暴な方針を相談会に持ち込み相談会での支援共闘会議結成を妨害したのです。

神奈川労連の妨害は、2002年12月には、「東芝賃金差別提訴団への質問」（2002年12月 発行：神奈川労連）（「凜と立つ」P142）なる公開質問書という異常な文書を出し、東芝賃金差別提訴団に難くせをつけ、2003年2月1日には、東芝争議支援を凍結する確認を行ったのです。（2003年2月1日 発行：神奈川労連第7回幹事会）（「凜と立つ」P143）

その後神奈川労連は、2005年1月21日、東芝争議を支援する会とは話し合う意志はないとする文書（2005年1月21日 発行：神奈川労連）（「凜と立つ」P152）を東芝賃金資格差別提訴団（東芝争議団）に通告し、相談会での支援共闘会議づくりを拒否し、分裂行動を開始したのです。2005年6月16日には、東芝争議団から分裂した3名の争議団員を支援する支援共闘会議を結成したのです。これについては「分裂を決定づけた『東芝争議支援共闘会議』結成への私たちの見解」（2005年6月19日 発行：東芝争議団 東芝争議を支援する会）（「凜と立つ」P153）の中でその不当性が詳細に書かれています。

一方、それまで東芝賃金差別提訴団（東芝争議団）の弁護を引き受けていた弁護団は、東芝争議団に何の相談もなく、神奈川地労委に申し立てを行った分裂組9名の労働者の弁護を受任しただけでなく、中労委命令を不服として会社が東京地裁に起こした裁判は、それまで受任していた東芝争議団に対し、個人なら受任するが「団」としてでは弁護を引き受けられないと拒否してきたのです。これも神奈川労連などの分裂行動と歩調を合わせたものでした。これについては東芝争議団が岩村智文弁護団長に、「東京地裁代理人受任依頼断念の件」と題する文書（2005年8月1日 発行：東芝争議団）（「凜と立つ」P125）として明らかにしています。

日本共産党は東芝争議について、党内で会議を開き、東芝争議に対する誤った方針を押付け、分裂させる行為を行っていましたが、その最たる事実、上記の東芝争議団発行の「凜と立つ」

にも書かれていますが、東芝争議団を排除する神奈川労連中心の支援共闘会議結成に全力をあげて支援した事です。

東芝争議団から分裂した争議団員3名らが参加した神奈川労連中心の分裂支援組織（東芝支援共闘会議）が2005年6月16日結成されました。結成については赤旗が大きく事細かに6月18日付けで報道しています。その内容を抜粋すると

「差別是正を求める争議の全面一括解決をめざす『東芝争議支援共闘会議』が十六日、結成されました。」「結成総会では、全労連の熊谷金道議長が東芝が企業理念として、企業の社会的責任（CSR）を社内外に宣伝していることにふれ・・・全国展開で東芝を包囲し、一刻も早い時期に争議の解決を・・・」

また別記事では

「菊谷節夫代表委員（神奈川労連議長）は『年内早期解決をめざして奮闘しよう』と訴えました」

とあり弁護団の岩村智文弁護士、日本共産党の畑野君枝前参院議員、東京地評の中野謙司常任幹事らが挨拶し、日本共産党からは畑野氏の他に河野幸司県議団長、宮下泉前県議、竹間幸一川崎市議団長、佐野よしあき同市議、西尾りえ子前市議、中島文雄横浜市議も参加したと報道されています。この東芝争議の一方を支援する支援共闘結成集会に日本共産党、全労連、神奈川労連がいかに力を入れたかを物語っています。

ところが「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）の解決を報道した日本共産党機関紙赤旗（2008年4月25日付）では、支援共闘の活動や役割についてほとんど触れていません。また、東芝争議の支援組織結成をめぐる日本共産党や神奈川労連、「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）などが主張した「神奈川労連中心の支援共闘結成」の意義と争議解決に果たした役割について、全く触れられていません。この4月25日付の赤旗には、争議解決した中心は「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）であるかのような報道となっています。

記事の内容は思想差別で勝利解決した争議として、1995年12月の東京電力争議、1997年の中部電力争議、1999年の関西電力争議、2004年の石播・武蔵の争議などが載せられていますが、なぜか同じ電機の職場の日立争議、そして、今回の争議より前の2007年2月に解決した東芝争議団の解決については掲載していません。あたかも東芝の差別争議は今回の解決がはじめてであるかのように、2008年4月に「東芝の96人が中労委で和解」と報道しています。いったいこれはどういうことなのでしょうか。

日本共産党の介入により、当初10人で闘いはじめた東芝争議団のうち3名が分裂行動を取り、これに神奈川労連や「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）が加担し、今まで申立なかった人たちが地労委に申立するなかで、分裂解決となったのです。赤旗報道は日本共産党の分裂行為を歴史から隠蔽しようとしています。こうした隠すことのできない事実を「真実を報道する赤旗」が掲載しないのは、全くおかしなことです。神奈川の思想差別争議の闘いの歴史から、東芝争議団や日立神奈川争議団の闘いを抹消することで、自らの介入の誤りを隠蔽し、自分たちだけが正しいとする嘘の歴史を作り上げようとしているのではないでしょ

うか。

「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）の「勝利解決報告集」では分裂の経緯を「2003年1月11日の明るくする会の総会で、第二次申立と東芝差別是正争議支援共闘会議の結成を具体化することの緊急性を確認し、総会の会期を延長して2月16日に続開総会を開催することを、申立人を含む満場一致で決定しました。ところが、10名の申立人のうち7名はこの続開総会を欠席し、同年5月になると1974年に勝利解決した東芝臨時工解雇撤回争議以来の活動の拠点であった川崎市内の明るくする会事務所を突然出て行き、横浜市内の神奈川電力労働者会館内に「東芝争議団」を名乗って事務所を開設しました。明るくする会は、7名の申立人には再三にわたって会への再結集を呼びかけてきました。」

と書いていますが事実は逆です。

「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）は、10名で結成された東芝賃金差別提訴団（後に東芝争議団と改称）の決定を無視し、提訴団から分裂した3名の争議団員と後の提訴者のみを支援する分裂組織です。東芝争議団を排除するために日本共産党の意のままに従う「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）で第二次申立と東芝差別是正争議支援共闘会議の結成を決議し、これが正当な差別争議を闘う運動体であるかのように描き東芝争議団が統一を乱す分裂組であると描きだしたものです。

3. 「画期的内容」と宣伝していますが、解決内容が殆ど明らかになっていません

「処遇をめぐる同種の紛争の再発防止を約束させた画期的な内容」【2008年4月24日「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）ら3者連名の声明】とありますが、赤旗報道でも解決協定書でも解決内容が殆ど書かれていません。赤旗報道は抽象的な解決内容が報道されているだけです。神奈川労連機関紙（2008年5月1日付「神奈川の仲間」）も一面トップ全面を使って「東芝争議が全面解決」「画期的な内容の和解協定」と元気な活字が躍っていますが、この機関紙には解決協定書も掲載されておらず、抽象的な解決内容が羅列されているだけです。

一般的に争議解決にあたっては、賃金がどのくらい差別されていて、どれだけ是正されたのかが明らかにされます。しかし、この分裂組の解決協定書や解決報告、報道には具体的に何も書かれていません。また、「申し立て人12人と差別是正申告者84名が和解協定に調印した」（前記2008年4月24日付声明）と書かれていますが、解決金がいくらかも、もちろん書かれていません。「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）は、彼らより先に解決した東芝争議団の解決に対して、2007年2月17日、「申立人7名の『不当配転・差別争議の和解』について」と題する声明を発表し、東芝争議団の解決に様々な批判を加えています。

その要旨は

（1）「これまで東芝が長期にわたっておこなってきた不当労働行為に対する謝罪や反省の意思はまったく示されていません。」「このような東芝の態度は、決して許されるものではありません」

(2)「処遇の見直しについては『今後も、他の従業員と同様に・・・』とされ、これまで東芝がおこなってきた労使協定の限度を超えるような賃金差別、資格昇格や仕事給職群・等級の差別、一切の役職への登用拒否など不当な差別扱いに対する償いと是正については明記されていません」

(3)「協定書に記載されていませんが、共に組合活動をおこない同様に差別を受けてきた申立外の労働者に対する差別の償いと是正についても、東芝には大きな責任があります」

として、この不十分な解決を乗り越えるべく奮闘するとしています。

実際彼らの解決はどうだったのでしょうか。「提訴外者への是正を行わせる」などと言っていました。提訴外者への解決金がいくらなのか、是正は行われたのか、一人いくらなのかも協定書を見てもわかりません。これでは、資本の不当な攻撃に対し具体的成果をあげたことがわかりませんし、闘いの財産にもなりません。

あれほど日本共産党や神奈川労連が批判した日立神奈川争議では、解決内容を総括集に個人個人の差別是正金額や解決金1億4千万円を払わせたこと、争議当事者や提訴外者の職級のアップと是正金額、退職金の是正など具体的に明らかにしていますが、「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)の解決内容は殆どと言っていいくらい公表されていません。

「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)が出した2007年2月17日の東芝争議団批判の声明は、そのまま自分たちの解決内容に当てはまるものではないでしょうか。まさに「天につばする」とはこの事を言うのでしょうか。

4. 分裂や介入の事実を明らかにされてあわてて「反論」

2008年4月24日の解決時に声明などが発表されましたが、その時点では東芝争議の「分裂」の事や東芝争議団の事などは書かれていませんでした。

東芝争議団が解決したのは2007年2月14日で、その総括集「凜と立つ」は2008年5月31日、東芝争議総括集発刊記念レセプションの中で公表されました。一方分裂組の解決は2008年4月24日、争議報告集は、2008年7月5日発刊と記されています。

その争議総括集「人権を守り差別のない職場に」は、2008年4月24日の解決時には書かれていなかったいくつもの、東芝争議団批判が書かれています。報告集18ページには、支援共闘会議岡本事務局長のメッセージが載せられ

「神奈川では日立争議が終盤をむかえた2000年頃から大企業争議の中に、全労連を軽視し誹謗する流れが発生し、この流れが東芝争議にも広がり、支援共闘の位置づけや申立外の扱いなどをめぐり重大な分裂が持ち込まれました。

明るくする会は、この流れを克服する為に、03年3月から次々と9名の追加提訴を行いました。」「不正な流れ克服する為にも、神奈川労連が支援共闘をつくるイニシアチブをとろうと意思統一し、東芝の主要事業所のある全国および県内の地方労連、地域労連、県内主要産別などの参加を得て、05年6月に支援共闘会議を立ち上げました。」「分裂していった人たちが最近総括集(報告書)をつくり、記念レセプションを開きました。しかし、どちらの言い分が正しいかは、争議解決の協定書とそれを報じた新聞記事を見れば明白です」

と「どちらの言い分が正しいか」などと書いていますが、解決協定書や新聞記事を見ても明らかではありませんし、何を言わんとしているかもわかりません。

またこの文面からもこの報告集や岡本談話が、東芝争議団の総括集が発刊されたあとに書かれたものであることが解ります。

2008年4月24日時点では、東芝争議団の解決については赤旗、「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）などは東芝争議団の解決を一様に伏せる態度をとっていました。2008年5月1日付け神奈川労連の機関紙「神奈川の仲間」も東芝争議団については書かれていません。東芝争議団が総括集を発行し、その中で、神奈川労連との関係についての事実関係を公表するとあわてて、それに反論する文書を報告集に載せたのです。ここに彼らの意図を見ることが出来ます。彼らは、自分たちが行った東芝争議に対する不当な介入の事実を伏せて、8年以上たった今日、誰もこれを問題にしないのであれば、「臭いものにはフタ」で、介入問題には触れないで、ごまかそうとしていたのです。ところが、東芝争議団の総括集で神奈川労連の不当な介入の事実経過が明らかにされると、事実を誤魔化すためにも、「反論」を書くことにしたのでしょう。

ところで、この分裂組の報告集には日本共産党の大衆運動への介入については一切書かれていません。自らが日本共産党の方針に従っておこなったのですから、書ける筈ありませんが。

5. 報告集にみるひどい実態

ところで、分裂組が争議解決にあたって出した彼らの争議総括集「人権を守り差別のない職場に」は申立人と会員の声として次のような職場からの意見が載せられています。

報告 A 「東芝差別争議の勝利について」

「・・・差別是正争議が勝利したとはいえ、とりわけ（府）の賃金・資格差別がひどかったため、私の是正後の賃金は281,700円。そして和解の基本合意後、各人の賃金是正の話し合いの中で会社は入社以来長期にわたって勤務率がよくないとでっち上げ、私に対する是正要求を全面的に受け入れなかった話を聞き、『差別したことへの反省が全くない!』と、新たな怒りをもちました。なお、5月22日にGPM（課長）との面談がありましたが、差別について話したら『過去の差別については一切知らない』『現在は全く差別をしていない』との態度で、ここ数年の勤務率が100%でないことを楯にとり、『挑戦的な態度だ。重要な仕事はさせられない』と逆ギレされました。・・・」

報告 B 「差別された賃金・処遇は、どこまで回復したか？」

「和解によって争議は終結した。しかし、今まで受けてきた賃金・処遇の差別はどこまで回復したのだろうか。解決に名前が載った96名中で現役は25名であり、既に退職した71名（約3/4）の人達へは一切賃金・処遇の是正が出来ないのである。1960年代から70年代にかけて差別を受けたのに25年後になってやっと申立て・・・。退職金・年金の是正を取れなかった。・・・」

「差別の是正と償い、および組合活動や思想信条による差別など同種の紛争の再発を防止す

る協定を実現して・・・画期的な成果をあげることができました。」(争議解決報告集P4)と大々的に宣伝されていますが、この職場の報告とは大きくかけ離れています。

弁護士の談話もひどいものです。H弁護士は「最後の労働事件」と題する談話を寄せ、東芝争議団のU氏(報告集では実名が書かれている。東芝争議団員)を名指し、

「1次申立の担当はUさんだった。Uさんの主尋問と会社側松田証人の反対尋問も担当した。この準備も緻密に行った。いずれも手応えのある尋問結果を残せたと思う。それだけ本気になって担当した事件だけに、1次申立人らから信用されていないと感じたとき、本当に情けなかった。一般事件でもこれほど依頼者から裏切られたことはない。だから、私は、この東芝差別事件から手を引き、その裏切りの背景から全労働事件からも一切手を引くことを決意した。」と書いています。日本共産党の争議運動への介入、それに追隨して、一方の原告の弁護を拒否したことから壊れた申立人との信頼関係を、あたかも自分は正しいが申立人は裏切り者であるかのような傲慢な主張をし、労働事件を今後一切行わないと宣言しています。これは、東電事件の時に、争議支援共闘に対して拙劣な口実で批判し、自らは「労働事件ノーサンキュー」と自由法曹団神奈川支部ニュースに投稿して失笑をかった日立神奈川解決金不当請求裁判中村側の勝山弁護士と同様の内容です。これでは、自由法曹団はじめ労働弁護士が労働者の権利を守り頼れる味方になれるか心配です。弁護士・弁護団の政党からの独立と傲慢さを反省する課題があるのではないのでしょうか。

6. おわりに

日立争議では全労連中心でなければならない、全労連と一緒にやらなければいけない、全労連も大企業争議を解決させることが出来るようになったとして、全労連が神奈川を除いて1都2県の支援組織の中心に座り、支援共闘組織を結成しましたが、日立神奈川争議団や同支援共闘会議から全労連の誤りを指摘され、東芝争議では当初の方針を変え、全労連は支援共闘組織の構成団体に加わらず、東芝の事業所がある各地方労連を支援共闘組織に参加させました。

しかし、「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)の解決にあたって赤旗などは全労連や神奈川労連が解決の中心的役割を果たしたとは報道していません。また岩村弁護士などは、争議解決報告集で

「まず、注目すべきは、『人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会』が、和解協定の当事者となって会社と調印したことです。東芝から和解の主体と認められたのです。」などと「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)が主体になって解決したかのように見せかける発言がされています。

支援共闘会議は争議解決に重要な役割を果たしますが東芝争議分裂組の支援共闘会議の結成の経過を明らかにすると、日本共産党の指導のもとに神奈川労連や自由法曹団の弁護士が分裂行動をとった一方の側の争議団員を支援し、東芝争議団を分裂させたことが明らかになってしまいます。それを隠すために和解協定の調印を「東芝の職場を明るくする会」(東芝争議分裂組)にし、仰々しく宣伝したのが真実ではないのでしょうか。

あれほど日立争議や東芝争議の支援組織作りの時には、全労連と一緒にやる事が重要だ、やらないのは全労連を誹謗する事だと全労連中心の支援組織、全労連中心の闘いと強調されたのはどうしたのでしょうか。日立争議ではこの問題で徹底的に攻撃し、組織的排除までおこなったのです。

日本共産党は“転籍に応じてそこで党勢拡大をやるのが党員の任務”などと誤った指導を行い、分裂組は会社のリストラ「合理化」攻撃である転籍や出向と闘う方針をとりませんでした。日本共産党や神奈川労連と一体となった弁護士は個人申立を口実に「団員一人一人なら受任するが団としては受任しない」と争議団を否認し団に分断を持ち込み分裂組の争議の弁護を引き受け、東芝争議団の弁護を辞任したことも明らかになっていません。

日本共産党の方針を忠実に実行し、東芝提訴団を分裂させるなどの役割を表面的には果たした「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）が、あたかもこの争議を闘った中心であるかのように描きだして、日本共産党、神奈川労連、自由法曹団の弁護士の誤りを隠蔽してしまっているのです。

こうした自分たちの行った歴史的事実を隠して誤りを認めず、あたかも自分たちは正しいことをやってきたのだと誤魔化すやり方が、日本共産党の無謬主義としてこれまで批判されてきたのではないのでしょうか。

これらの事実からも日本共産党、自由法曹団の弁護士、神奈川労連などはその誤りを認め改めるべきです。

資料

- ① 2005年1月、神奈川労連が東芝争議団内部問題に介入し、一方的な理由をつけて「支援する会」と話し合う意志はないと通告
- ② 2002年12月神奈川労連が東芝争議団の内部問題などについて送付してきた公開質問書
- ③ 神奈川労連の質問に対して、東芝争議団が送った回答書
- ④ 神奈川労連が一方的に「東芝争議支援凍結」を決める
- ⑤ 2003年「明るくする会」の9名が東芝争議団と相談・協議もなく行った「県労委」申立に対する争議団の見解
- ⑥ 東芝争議団が全労連に分裂行動に加担しないように訴えた申し入れ書
- ⑦ 分裂を決定づけた「東芝争議支援共闘会議」結成への東芝争議団の見解
- ⑧ 東京地裁代理人受任依頼断念の件
- ⑨ 「東芝の職場を明るくする会」（東芝争議分裂組）解決報告集 抜粋
- ⑩ 2005年4月25日付け 赤旗記事
- ⑪ 2008年5月1日付け 神奈川労連機関誌 「神奈川の仲間」